

特定商品と量目公差

平成5年11月1日 施行

非密封商品 法第12条第1項で定める特定商品 (政令第1条)	密封商品 法第13条第1項で定める表記義務対象の 特定商品 (政令第5条) 密封商品	特定物象量 (政令第2条)	適用される 上限 (政令第5条)	量目公差表 (政令第3条)
1 精米及び精麦	1 精米及び精麦	質量	25kg	
2 豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆 その他の豆類の加工品 (1) 加工していないもの (2) 加工品	2 豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆 その他の豆類の加工品 (1) 加工していないもの (2) 加工品のうち、あん、煮豆、きなこ、ピーナツ 製品及びはるさめ	質量	10kg	
3 米粉、小麦粉その他の粉類	3 米粉、小麦粉その他の粉類	質量	10kg	
4 でん粉	4 でん粉	質量	5kg	
5 野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工 品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。) (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの (2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜 ジュース (3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食 品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ 、又は包装したものに限る。) (4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	5 野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工 品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。) (左に掲げるもののうち該当するものなし) (2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜 ジュース (3) 左に掲げるもの(らっきょう漬以外の小切り 又は細刻していない漬物を除く。) (4) 左に掲げるもののうち、きのこの加工品及び 乾燥野菜	質量又は 体積	10kg 5kg 5L 5kg	
6 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。) (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの (2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食 品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ 、又は包装したものに限る。) (3) (2)に掲げるもの以外の加工品	6 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。) (左に掲げるもののうち該当するものなし) (2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食 品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ 、又は包装したものに限る。) (3) 左に掲げるもののうち、缶詰及び瓶詰、ジャ ム、マーマレード、果実バター並びに乾燥 果実	質量	10kg 5kg 5kg	
7 砂糖	7 左に掲げるもののうち、細工もの又はすき間な く直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以 外のもの	質量	5kg	
8 茶、コーヒー及びココアの調整品	8 茶、コーヒー及びココアの調整品	質量	5kg	
9 香辛料	9 左に掲げるもののうち、破碎し、又は粉碎した もの	質量	1kg	
10 めん類	10 左に掲げるもののうち、ゆでめん又はむしめ ん以外のもの	質量	5kg	
11 もち、オートミールその他の穀類加工品	11 もち、オートミールその他の穀類加工品	質量	5kg	
12 菓子類	12 左に掲げるもののうち、 ・ビスケット類、米菓及びキャンデー(ナッツ 類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、 又は付けたものを除くものとし、1個の質量が 3g未満のものに限る。) ・油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る。) ・水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除 くものとし、缶入りのものに限る。) ・プリン及びゼリー(缶入りのものに限る。) ・チョコレート(ナッツ類、キャンデー等を入れ、 若しくは付けたもの又は細工ものを除く。) ・スナック菓子(ポップコーンを除く。)	質量	5kg	
13 食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び 加工品	13 食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び 加工品	質量	5kg	
14 はちみつ	14 はちみつ	質量	5kg	
15 牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳 製品(乳酸菌飲料を含む。) (1) 粉乳、バター及びチーズ (2) (1)に掲げる以外のもの	15 牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳 製品(乳酸菌飲料を含む。) (1) 粉乳、バター及びチーズ (2) 左に掲げるもののうち、アイスクリーム類以外 のもの	質量又は 体積	5kg 5L	

法第12条第1項で定める特定商品 (政令第1条)	法第13条第1項で定める表記義務対象の特定商品 (政令第5条)	特定物象量 (政令第2条)	適用される上限 (政令第5条)	量目公差表 (政令第3条)
16 魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍品及び加工品 (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	16 魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍品及び加工品 (1) 左に掲げるもののうち、冷凍貝柱及び冷凍えび	質量	5 kg	
(2) 乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)及びそばろ、みりんぼしその他の調味加工品	(2) 左に掲げるもののうち、 ・ 干しかずのこ、たづくり及び素干しえび ・ 煮干し、又はくん製したもの ・ 冷凍食品(貝、いか及びえびに限る。) ・ 調味加工品(たら又はたいのそばろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る。)	質量	5 kg	
(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	(3) 左に掲げるもののうち、 ・ 塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア ・ 缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	質量	5 kg	
17 海藻及びその加工品	17 左に掲げるもののうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干しもの又はのりの加工品以外のもの	質量	5 kg	
18 食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	18 食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	質量	5 kg	
19 ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	19 ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	質量又は体積	5 kg 5 L	
20 しょうゆ及び食酢	20 しょうゆ及び食酢	体積	5 L	
21 調理食品 (1) 即席しるこ及び即席ぜんざい	21 調理食品 (1) 即席しるこ及び即席ぜんざい	質量	1 kg	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	(2) 左に掲げるもののうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰	質量	5 kg	
22 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	22 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	質量	1 kg	
23 飲料(医薬用ものを除く。) (1) アルコールを含まないもの	23 飲料(医薬用ものを除く。) (1) アルコールを含まないもの	質量又は体積	5 kg 5 L	
(2) アルコールを含むもの	(2) アルコールを含むもの	体積	5 L	
24 液化石油ガス	24 液化石油ガス	質量又は体積	10 kg 10 L	
25 灯油	25 灯油	体積	25 L	
26 潤滑油	26 潤滑油	体積	5 L	
27 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る。)	27 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る。)	質量又は体積	5 kg 5 L	
28 家庭用合成洗剤、家庭用洗剤及びクレンザー	28 家庭用合成洗剤、家庭用洗剤及びクレンザー	質量又は体積	5 kg 5 L	
29 皮革(原皮並びにわに革、とかげ革、へび革及びかめ革を除く。)	(左に掲げるもののうち該当するものなし)	面積		

公差表

質量の公差			
表示量			公差
5 g	以上	~ 50 g	以下 4 %
50 g	超	~ 100 g	以下 2 g
100 g	超	~ 500 g	以下 2 %
500 g	超	~ 1 kg	以下 10 g
1 kg	超	~ 25 kg	以下 1 %
5 g	以上	~ 50 g	以下 6 %
50 g	超	~ 100 g	以下 3 g
100 g	超	~ 500 g	以下 3 %
500 g	超	~ 1.5 kg	以下 15 g
1.5 kg	超	~ 10 kg	以下 1 %

体積の公差			
表示量			公差
5 ml	以上	~ 50 ml	以下 4 %
50 ml	超	~ 100 ml	以下 2 ml
100 ml	超	~ 500 ml	以下 2 %
500 ml	超	~ 1 L	以下 10 ml
1 L	超	~ 25 L	以下 1 %

面積の公差	
2% (皮革表示量が25 dm ² 以上) また、伸び率が大きい皮革として、経済産業省令で定めるものにあつては3%	